



## 山梨県障害者差別解消支援ネットワーク会議

### 【トピック】

- 補助犬とは？ 補助犬の役割と活動を紹介します。
- 補助犬への理解をとおして、障害のある方々の暮らしやすさを考えます。

事務局：山梨県障害福祉課  
〒400-8501

山梨県甲府市丸の内1-6-1

Tel 055-223-1460

Fax 055-223-1464

E-mail

shogai-fks@pref.yamanashi.lg.jp

通信No.2で、盲導犬使用者の駅ホームからの転落事故について取り上げました。今号では、盲導犬などの身体障害者補助犬(以下「補助犬」という)に関する情報を紹介します。補助犬について知っていただき、補助犬使用者の皆さんの障害特性の理解や生活しやすい社会づくりにつなげることができればと考えます。

### 補助犬とは

補助犬とは、目の不自由な方の歩行のサポートをする盲導犬・身体の不自由な方の生活のサポートをする介助犬・耳の不自由な方に音を知らせる聴導犬の3種の犬のことをいいます(「身体障害者補助犬法[注1]」)。それぞれの仕事内容は異なりますが、「身体障害者の自立と社会参加を促進する」という目的は同じです。

補助犬はペットとは異なり、使用する方々の体の一部となっています。特別な訓練を受けてきちんとしつけられており、活動する上で必要な社会のルールを守ることができます。また、体の手入れも行き届いており衛生的です。

公共施設や交通機関をはじめ、飲食店や各種店舗、ホテル・旅館等を補助犬使用者が利用する際には同行します。補助犬の特性や活動の概要を紹介します。

【盲導犬】視覚障害者の安全で快適な歩行をサポートします。道路交通法第14条に定める犬で、政令で定めるハーネス(胴輪)をつけています。使用者に「障害物・曲がり角・段差」を教えますが、行きたいところを指示しても連れて行ってくれる訳ではありません。盲導犬使用者は、頭の中で目的地までの地図を描きながら盲導犬に指示を出して歩きます。

【介助犬】肢体に不自由のある方の日常の生活動作のサポートをします。例えば、物の拾い上げ、特定のものを持ってきて渡す、ドアの開閉、冷蔵庫や引き出しの開閉、スイッチ操作などのほか、歩行介助、起立や移乗の補助などを行います。また、ペットボトルのふたを開けたり、割り箸を割ったり、市販のおにぎりのパッケージを開ける等使用者のニーズに合わせた介助動作を身につける場合もあります。

【聴導犬】聴覚障害者に音を聞き分けて教え、音源へ誘導します。玄関のチャイム音・ファックス受信音・キッチンタイマー・赤ちゃんの泣き声・車のクラクションや自転車のベル・非常ベルなどを教えてくれます。また、使用者のニーズに合わせて、携帯メールの着信音、目覚まし時計の音など必要な音について訓練します。また、「聴導犬」の表示をつけていることで、周囲の人が聴覚障害者であることに気がつくという効果もあります。

### 【補助犬を街で見かけたら】

補助犬が集中力を欠いてしまう様な不要な声かけ、なでる・触る、じっと見つめる、口笛を吹く、食べ物を見せたり与える等の行動は決してしないで、「そっと温かく見守る」ことが基本です。

### しかし、

盲導犬使用者の駅ホームからの転落事故の教訓から考えれば、補助犬を伴った人の安全は確保されているのではなく、場面に応じたサポートが必要であることを意識し、使用者本人への緊急時の対応が遅れることがない声掛けなどの行動が求められます。

特に、視覚障害のある方は、街中などで歩く際に工事箇所があるなど記憶と実際の道路状況が変わってしまうと、戸惑ってしまうことがあります。また、盲導犬は信号を判断することができません。音響信号機([注2])がないところなどでの「何かお手伝いしましょうか」「信号が青になりましたよ」等の声掛けが大きな安心につながるがあります。

聴導犬の仕事は、家の中で音を教えるだけではなく、どこにでも同行して、聴覚障害者の方々を災害や事故に巻き込まれる危険性を回避することも期待されています。平成13年には、大阪の聴導犬がJR西日本の乗車試験を受けて合格しました。聴覚障害者の耳として利用者の安心安全を保つことが、聴導犬の大きな仕事と認められた結果であると言えます。

盲導犬は白または黄色のハーネス(胴輪)、介助犬・聴導犬は胴着などに表示をつけています。また、使用者本人には認定証(盲導犬の場合は使用者証)の携帯が義務づけられているほか、補助犬の公衆衛生上の安全性を証明する「身体障害者補助犬健康管理手帳」などの健康管理記録を携帯しています。規定の表示をしていない場合は事業者側に受け入れの義務はありません。また、補助犬かどうかの確認が必要な場合、事業者は利用者に認定証の提示を求めることができます。補助犬を受け入れる際に認定証を確認することは、補助犬使用者に対して失礼ではなく、差別にもあたりません。

### 補助犬使用者の義務と気配り

補助犬使用者は、管理上の義務として犬のシャンプーや毛繕い、爪切り等の衛生、必要なしつけのほか、和室を利用する際に足を持参のタオルで拭う、敷物を準備する等の気配りを心がけています。

### 【盲導犬の受入れ拒否の状況】

日本盲導犬協会の調査(平成28年3月末までの11年間の総数)では、協会が直接対応した総数257件のうち飲食店での事例が約50%、宿泊施設が約20%、以下小売店7%、病院5%、交通機関4%と続きます。

協会によると、ほとんどのケースが補助犬法についての知識がなく、拒否事例の70%が1回の電話・訪問対応で受入れへの理解が得られています。「企業として受け入れる指導は掲げていても、各事業所現場で直接接客するスタッフまで十分に浸透していない現状」があるようです。受入れにあたり、「お互いに説明が足りず誤解があったり、相手に確認せず自身で難しいと判断してしまうというコミュニケーション不足が多数見受けられた」ことも特徴です。

拒否事例は、合理的配慮検討の参考事例となり、事前の環境整備の参考ともなります。積極的に活用しましょう。

### 【受入側の事前の準備】

障害者差別解消法第5条([注3])で「施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修」等の事前の環境の整備に努めることが行政機関や事業者にも求められています。また、これらの事前の準備・配慮が特別のこととしてではなく、高齢者や乳幼児を含む家族など様々な状況の方々への一般的な配慮と同じ観点で語られ、事前の準備へとつながることが大切です。例えば、ホテルや旅館等では、事前に補助犬のトイレの場所を確保したり、補助犬使用者に希望を確認しエレベーター付近の部屋を用意する等配慮が必要となります。また、レストランや食堂などでは、点字のメニューは準備できなくても、食べたいものを確認しメニューを読み上げたり、お勧めメニューを説明するなどの心遣いでサービスができる体制づくりが必要です。

障害当事者からの要望を平素から収集し、具体的に検討する過程で併せて職員の研修を行うなど方法を工夫して、職員、組織の対応力を高めることが必要です。

### 解説

[注1]身体障害者補助犬法：平成14年に施行された。この法律には次の3つの柱がある。①補助犬を育成する団体には良質な補助犬の育成と指導を義務付ける。②補助犬使用者には補助犬の適切な行動と健康の管理を義務付ける。③公共施設・交通機関、スーパー・飲食店・ホテル・病院や職場などで、補助犬同伴の受け入れを義務付ける。

[注2]音響信号機：昭和30年9月、東京都杉並区の視覚障害者施設付近の交差点に、ベルの鳴動により赤信号と青信号を判別できる信号機が設置され「盲人用信号機」と呼ばれたのが最初。現在では、「音響信号機」と呼ばれ、バリアフリー対応型信号機の一つとして全国に整備されているのは周知のとおり。

[注3]障害者差別解消法第5条：「必要かつ合理的配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他必要な環境の整備に努めなければならない。」



日本補助犬協会によれば、補助犬は現在、盲導犬約1000頭、介助犬約70頭、聴導犬約70頭が全国で活躍しています。両協会のホームページでは、盲導犬候補の子犬を約一定期間家族の一員として迎えるボランティアを募集する取組等を紹介しています。

日本盲導犬協会及び日本補助犬協会のホームページの記事を参考にさせていただきました。アクセス環境のある方は是非一度ご覧ください。